

平成13年 3月 5日制定  
平成17年10月 1日改正  
平成18年 4月 1日改正  
平成19年 4月 1日改正  
平成23年 4月 1日改正  
平成24年 7月 1日改正  
平成27年 6月30日改正  
平成28年 4月 1日改正  
平成29年 5月18日改正  
平成30年 4月 2日改正

鹿児島市長 森 博 幸

## 鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱（平成12年3月31日制定。以下「実施要綱」という。）に基づき社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他の市長が認めた事業者（以下「社会福祉法人等」という。）が、利用者負担額の軽減（以下「軽減」という。）を行った場合に、当該社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）及び実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、実施要綱第2条により、軽減を市長に申し出た社会福祉法人等とする。

(補助金の交付対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付対象経費は、実施要綱第3条に規定する介護保険サービスを提供する事業所ごとに、利用者負担額を軽減した総額から本来受領すべき利用者負担収入（以下「軽減前の額」という。）に0.01を乗じて得た額を控除した部分とし、補助率は50%とする。

2 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設に係る利用者負担額を軽減した額について、軽減した総額のうち軽減前の額に0.10を乗じて得た額を超える部分については前項の

規定にかかわらずその全額を交付対象経費とし、補助率は100%とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の交付対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金等の交付の申請)

第5条 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、介護保険利用者負担額軽減事業計画書(様式第1)とする。

2 規則第4条第1項第2号に規定する収支予算書は、収支予算書(様式第2)によるものとする。

3 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、助成額計算書(様式第3)とする。

(実績報告)

第6条 規則第14条第1項第1号に規定する事業実績書は、介護保険利用者負担額軽減事業実績書(様式第4)によるものとする。

2 規則第14条第1項第2号に規定する収支決算書は、収支決算書(様式第5)によるものとする。

3 規則第14条第1項第3号に規定する書類は、助成額報告書(様式第6)とする。

(その他)

第7条 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については第3条に規定する補助金を受けることなく事業を実施することができるものとする。

補助金交付以外の実施方法は鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱の第2条から第6条のとおりとする。

第8条 この要綱に定めるもの、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年3月5日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。ただし、第3条第2項の規定については、平成13年1月1日以降の軽減に係る補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前に改正前の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減事業補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減事業補助金交付要綱を規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

1 この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前に改正前の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減事業補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減事業補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。